

## 上郡町多面的機能支払事業広域協定（案）

（目的）

第1条 この上郡町多面的機能支払事業広域協定（以下「協定」という。）は、多面的機能支払交付金実施要綱（平成26年4月1日付け25農振第2254号農林水産事務次官依命通知）に基づき、農用地、水路、農道等の地域資源及び農村環境の保全活動並びに水路・農道等の施設の長寿命化のための活動に関する事項を協定することにより、地域資源の保全管理と環境の保全を図ることを目的とする。

（組織の設置）

第2条 前条の目的を達成するため、（仮称）上郡町環境保全広域組織（以下「広域組織」という。）を設置する。

（協定対象区域、農用地及び施設）

第3条 協定の対象となる区域、農用地及び施設は、別紙図面及び別紙1に定めるとおりとする。

（協定の締結）

第4条 協定は、前条に定める協定区域内の農用地、施設及び地域環境の保全管理活動を行う活動組織（以下「活動組織」という。）の合意により締結する。

（有効期間）

第5条 協定の有効期間は、上郡町長の認定のあった日から令和8年3月31日までとする。

（活動組織の活動及び事業）

第6条 協定に参加する活動組織は、別紙2のとおりとする。

2 活動組織は、第1条の目的を達成するため、次に掲げる活動及び事業を行うものとする。

- (1) 農用地、水路、農道等の地域資源の基礎的な保全管理活動（農地維持支払交付金に係る活動）
- (2) 地域資源の適切な保全管理のための推進活動（農地維持支払交付金に係る活動）
- (3) 施設の軽微な補修のための活動（資源向上支払交付金に係る活動）
- (4) 農村環境の保全のための活動（資源向上支払交付金に係る活動）
- (5) 多面的機能の増進を図る活動（資源向上支払交付金に係る活動）
- (6) 水路・農道等の施設の長寿命化のための活動（資源向上支払交付金に

係る活動)

- 3 前項の活動及び事業の実施に際しては、それぞれ計画を策定する。
- 4 活動組織は、その分担業務の実施に関し、常に事故や災害の発生防止に努めるものとし、当該業務が原因で、第三者に損害を与え、若しくは与える恐れのあるときは、当該活動組織の負担において必要な措置を講ずるものとする。

(代議員)

第7条 代議員とは、各活動組織から1名ずつ選出された者とする。

- 2 代議員の任期は1年とし、再任は妨げない。
- 3 補欠による任期は、前任者の残任期間とする。

(運営委員)

第8条 運営委員とは、代議員の中から各地域3名ずつ選出された者とする。

- 2 運営委員の任期は1年とし、再任は妨げない。
- 3 補欠による任期は、前任者の残任期間とする。

(代議員会)

第9条 会の議決機関として、上郡町広域組織代議員会（以下「代議員会」という。）を設置する。

- 2 代議員会は、代議員をもって構成する。
- 3 代議員会に次の役員を置く。  
会長 1名  
副会長 1名  
監事 2名
- 4 役員は、運営委員が運営委員の中から互選により選出する。
- 5 役員の任期は1年とし、再任は妨げない。
- 6 会長は、代議員会を代表し、広域組織運営の事務を総括する。
- 7 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときにこれを代理する。
- 8 監事は、広域組織の会計監査を行う。

(運営委員会)

第10条 広域組織の運営に関する事項を処理するために、上郡町広域組織運営委員会（以下「運営委員会」という。）を設置する。

- 2 運営委員会は、運営委員をもって構成する。

(協定内容の変更及び廃止)

第11条 協定の内容を変更または廃止しようとする場合は、協定参加活動組織の合意をもってその旨を定め、これを町長に申請して認定を受けるものとする。

(その他)

第 12 条 協定に規定するもののほか、本協定の運営について必要な事項は、規則で定める。

附 則

協定の締結を証するため、本書 2 通を作成し、その 1 通を上郡町長に提出し、他の 1 通を広域組織会長が保管し、その写しを各活動組織で保管する。